

重要事項説明書(介護保険事業)

1 社会福祉法人 倉敷市総合福祉事業団 倉敷居宅介護支援センターの概要

- (1) 事業所名 社会福祉法人 倉敷市総合福祉事業団 倉敷居宅介護支援センター
(2) 所在地 倉敷市笹沖 180 番地 ぐらしき健康福祉プラザ 3 階
(3) 事業所番号 3370200218
(4) 介護支援地域 倉敷市(児島区域を除く)
(5) 介護支援提供時間等 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時
ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日は除く
(6) 職員体制 管理者 1人(主任介護支援専門員)、介護支援専門員3人以上
(7) 事業所の特性 特定事業所加算(Ⅱ)取得事業所であり、質の高いケアマネジメントを行う公正中立な事業所です。また、24時間連絡可能な体制を確保し、介護支援専門員実務研修の見学実習生を受け入れ実務研修を行います。

2 利用料金等 (国の定める基準額・単位数×10円)

- (1) 居宅介護支援費 要介護1, 2 1,507単位(特定事業所加算(Ⅱ)421単位を含む。)
要介護3, 4, 5 1,832単位(特定事業所加算(Ⅱ)421単位を含む。)
(2) 医療連携加算 入院時情報連携加算(Ⅰ)250単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)200単位
(3) 退院・退所加算

	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

- (4) 通院時情報連携加算 50単位
(5) 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位
(6) 初回加算 300単位
(7) ターミナルケアマネジメント加算 400単位
(8) 介護職員等処遇改善加算 所定単位数の2.1%

※ 介護保険が適用される場合は、利用料を支払う必要はありません。

(全額介護保険により負担されます。)

※ ただし、介護保険料の滞納等で給付制限を受けて法定代理受領サービスを受けることが出来ない場合は、料金をいただきます。指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。

後日、倉敷市役所介護保険課窓口にて、差額の払い戻しの手続きをすることができます。

3 当事業団の運営方針

- (1) 利用者の方々に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。
(2) 居宅サービス計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

9 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の必要な対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 坂田 千雅子

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合の自治体への速やかな通報及び必要な措置の実施並びに自治体が行う調査に協力します。
- (6) 定期的開催される虐待防止及び身体拘束等適正化委員会へ出席及びその結果について職員へ周知徹底します。

10 身体拘束等の禁止

事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

- (1) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (2) 定期的開催される虐待防止及び身体拘束等適正化委員会へ出席及びその結果について職員へ周知徹底します。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

11 秘密保持

- (1) センターの職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。またその職を退いた後も同様とします。
- (2) センターの職員は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るようにします。

12 ハラスメント対策

- (1) 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者及びその家族が事業所の職員に対し行う、暴言・暴行・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

13 重要事項説明者 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団 職名 介護支援専門員

理事長 藤澤 徳久

氏名

私は、契約書及び本書面により、居宅介護支援の重要な事項について説明を受け納得したので、社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団の居宅介護事業の提供を開始することに同意します。

また、倉敷市総合福祉事業団が他の福祉サービス事業者に対し、サービス利用にあたり、私及び家族の必要な情報を提供することに関して同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 倉敷市 _____

氏名 _____

代筆者 住所 _____

氏名 _____ (続柄)

立会人 住所 _____

氏名 _____ (続柄)